

白鷗大学FD委員会規程

(目的)

第1条 白鷗大学における教育内容等の改善を図るため、FD委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

(定義)

第2条 本規程で「FD(faculty development)」とは、教員が授業内容、方法を改善し向上させるための組織的な取り組みをいう。

(任務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議し推進する。

- 2 授業内容、授業方法の向上を図ること。
- 3 FDに関する研究会、研修会の開催、参加、報告を行うこと。
- 4 授業評価の実施とその検討
- 5 その他教員の授業改善に関する事項

(委員の選任)

第4条 委員会は、各学部が独立に選任する教員によって組織される。

- 2 各学部が選任する教員数は3名とする。

(組織)

第5条 委員長は、大学協議会に諮って学長が任命する。

- 2 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じて補充に選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員は、会議の招集を委員長に請求できる。
- 3 委員会は、委員の三分の二以上の出席をもって成立する。
- 4 議決は、出席委員の過半数で決する。可否同数の場合は、委員長が決する。
- 5 委員長は、審議の必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させることができる。

ただし、この者には議決権はない。

(学部等の委員会)

第7条 委員会は、必要に応じて、学部等内の委員会に特定の事項について検討させることができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、事務局学務部が担当する。

附 則

この規程は平成 21 年4月1日から施行する。